

生徒がタブレットを壊してしまったときの
賠償責任補償制度のご案内

学校が貸与する iPad について、生徒の過失により故障や破損などがあった場合、その賠償責任を補償する下記の制度があります。

◆全国高 P 連賠償責任保証制度

【全生徒加入（掛金：400 円／年）】

授業中など学校内において、生徒に過失がありタブレットを壊してしまった場合、その修理代が補償されます。ただし、自宅等学校外で壊した場合は、補償の対象外となります。

◆高校生総合保障制度（石川県高等学校 PTA 連合会）

【任意加入（掛金：6,000 円～／3 年）】

※プランによって掛金が異なります。途中からの加入も可能です。

※プランや掛金などの詳細は、取扱代理店（株）ライフブレイン TEL：076-223-5678 にお問い合わせください。

個人賠償責任により学校内のほか自宅など学校外でタブレットを壊してしまったとき、その修理代が補償されます。ただし、盗難や紛失などタブレットが無くなってしまった場合は補償の対象になりません。

◆そのほか

各ご家庭で加入の火災（家財）保険や自動車保険、損害保険、クレジットカード会社の保険などに、モバイル端末に対する補償を特約として付帯できる場合があります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。